

第2 行政評価・監視結果

1 観光立国の推進に係る国の取組等

(1) 観光立国の実現に向けた国の取組

現 状	説明図表番号
<p>ア 観光立国の実現</p> <p>観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたり、その発展に寄与するものである。</p> <p>他方、我が国においては、人口減少・少子高齢化が急速に進展しており、今後も同様の傾向が続くことが見込まれていることなどから、地域経済の活性化や雇用機会の増大が重要課題とされている。</p> <p>このため、観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠なものとなっている。</p> <p>イ これまでの国の取組</p> <p>観光立国の実現に向けて、これまで、政府においては、次のような取組が行われている。</p> <p>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下「外客旅行容易化法」という。）が施行され、国際観光の振興を図り、国際相互理解を増進することを目的として、外国人観光客に対する接遇の向上等の外国人旅行者の来訪を促進するための各種施策が講じられている。</p> <p>また、平成15年から、外国人旅行者の来訪促進策として、国、独立行政法人国際観光振興機構（以下「JNTO」という。）、地方公共団体及び民間事業者・団体によるビジット・ジャパン・キャンペーン事業（平成22年からはビジット・ジャパン事業。以下「VJ事業」という。）が開始されている。</p> <p>その後、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）が施行され、同法に基づき策定された「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）に掲げられた外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等に係る各種の取組が行われている。</p> <p>平成24年3月には、東日本大震災からの復興、観光振興による国民経済の発展などを基本方針とした新たな「観光立国推進基本計画」（平成24年3月30日閣議決定）が策定され、i）国内外から選好される魅力ある観光地域づくり（外客受入環境の充実（外国人観光案内所網の構築等）、ii）オールジャパンによる訪日プロモーションの実施、iii）国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成（宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備）など、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策が定められている。</p>	<p>表1－(1)－イ －①～⑥</p>

さらに、疲弊する地域経済の活性化、雇用機会の増大等を図るため、平成 25 年 6 月の観光立国推進閣僚会議において、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」が定められ、外国人旅行者の受入れの改善策として、i) 出入国手続の改善（出入国手続の迅速化・円滑化）、ii) 滞在しやすい環境の整備（観光産業（ホテル・旅館等の宿泊施設等）の外国人旅行者対応の向上）、iii) 観光案内機能の強化（JNT Oの認定を受けた外国人観光案内所や通訳案内士の活用促進）など、各種施策を強力に推進することとされている。

ウ 訪日外国人旅行者数の年間目標

政府では、観光立国の実現に向けた上記の取組の実施に当たり、次のとおり、数度にわたり、訪日外国人旅行者数の年間目標を設定している。

平成 15 年 1 月の小泉内閣総理大臣の施政方針演説において、訪日外国人旅行者数（平成 13 年約 500 万人）を 22 年までに倍増させて 1,000 万人にするとの具体の目標が掲げられた。

次に、平成 24 年 3 月に策定された「観光立国推進基本計画」では、28 年までに訪日外国人旅行者数を 1,800 万人とするとされ、25 年 6 月に策定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においては、25 年以内に 1,000 万人を達成することや、さらには、2,000 万人の高みを目指すとされた。

さらに、平成 32 年に東京において、夏季オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことなどを受け、第 3 回観光立国推進閣僚会議（平成 26 年 1 月 17 日開催）における安倍内閣総理大臣の発言や第 186 回国会における同内閣総理大臣施政方針演説（平成 26 年 1 月 24 日）において、訪日外国人旅行者数については、32 年（2020 年）に向けて 2,000 万人の高みを目指すとされている。

これまで、上記の年間目標を達成するための取組として、V J 事業による訪日プロモーションの実施、東南アジア諸国の査証緩和の措置等が行われており、一定の効果が上がったと認められ、今後も、同様の国別の取組を順次行うこととしており、その実施に当たっては、年別、国別の目標値を設定し、計画的に行うことが有効と考えられる。

しかし、平成 26 年 3 月末現在、32 年までの目標値（2,000 万人）について、年別・国別の目標値が定められていない。

国土交通省の第 22 回交通政策審議会観光分科会（平成 26 年 2 月 24 日開催）において、今後の議論の進め方として、「2,000 万人時代の日本の絵姿を明らかにした上で 2,000 万人の高みを目指すための環境整備について、具体的に取り組むべき政策の方向性を議論する」とされているが、上記の年別・国別の目標値の設定についても、十分な検討が行われることが期待される。

表 1 - (1) - イ
- ① (再掲)

表 1 - (1) - ウ
- ①

表 1 - (1) - イ
- ⑤、⑥ (再掲)

表 1 - (1) - ウ
- ②、③

表1-(1)-イ-① 観光立国の推進に係るこれまでの国の取組等（主なもの）

年月	主な取組内容、訪日外国人旅行者に関する目標等
平成9年6月	○ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）（注2）の施行
15年4月	○ ビジット・ジャパン・キャンペーン事業（平成22年からはビジット・ジャパン事業。以下「VJ事業」という。）開始
7月	○ 「観光立国行動計画」（観光立国関係閣僚会議決定）の策定 平成22年までに訪日外国人旅行者数1,000万人
19年1月	○ 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）の施行
6月	○ 「観光立国推進基本計画」（閣議決定）の策定 平成22年までに訪日外国人旅行者数1,000万人を目標とし、将来的には日本人の海外旅行者数と同程度を目指す等
20年10月	○ 国土交通省の外局として「観光庁」発足
21年3月	○ 「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価結果」の公表（勧告）
22年6月	○ 「新成長戦略」（閣議決定）の策定 平成32年初めまでに訪日外国人旅行者数2,500万人、将来的には3,000万人（28年1,800万人） 2,500万人の経済波及効果 約10兆円、新規雇用56万人等
24年3月	○ 新たな「観光立国推進基本計画」（閣議決定）の策定 平成32年までに訪日外国人旅行者数2,500万人にすることを念頭に、28年までに1,800万人等
7月	○ 「日本再生戦略」（閣議決定）の策定 平成32年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人（28年1,800万人） 2,500万人の経済波及効果 約10兆円、新規雇用56万人等
9月	○ インドネシア及びマレーシアについて、数次ビザの発給開始
25年6月	○ 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（観光立国推進閣僚会議）の策定 VJ事業10周年（平成25年）1,000万人。さらに2,000万人の高みを目指す等
	○ 「日本再興戦略」（閣議決定）の策定 平成25年に1,000万人、42年に3,000万人超、宿泊客のおよそ6人に1人は外国人となる社会を目指す等
7月	○ 東南アジア5か国について、ビザ免除（タイ、マレーシア）、数次ビザの発給（ベトナム、フィリピン）、数次ビザの滞在期間延長（インドネシア）を実施
9月	○ 国際オリンピック委員会（IOC）が、平成32年の第32回夏季オリンピック・パラリンピック競技大会を東京で開催することを決定
11月	○ カンボジア及びラオスについて、数次ビザの発給開始
12月	○ 平成25年の訪日外国人旅行者数（推計値）は1,036万4千人（前年比24.0%増）で、3年遅れで年間1,000万人の目標を達成
26年1月	○ ミャンマーについて、数次ビザの発給開始
	○ 第3回観光立国推進閣僚会議において、安倍内閣総理大臣が「2020年に向けて、2000万人の高みを目指す」と発言

（注）1 観光庁の資料等に基づき、当省が作成した。

2 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律が、平成20年7月23日に施行された観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）の附則により改正される前の名称は、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等による国際観光の振興に関する法律」である。

表1-(1)-イ-② 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）〈抜粋〉

(目的)

第1条 この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第3条 国土交通大臣は、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項
- 二 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項
- 三 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項
- 四 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項
- 五 その他外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(外客来訪促進計画)

第4条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができる。

- 一 外客来訪促進地域の区域
- 二 宿泊拠点地区の区域
- 三 外客来訪促進地域における観光経路
- 四 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針
- 五 我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する施設であつて宿泊拠点地区においてその整備を図ることが適当と認められる施設として国土交通省令で定めるもの（以下この号において「特定施設」という。）の整備を図る場合にあつては、特定施設の種類、位置、規模その他必要な事項

六 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針

七 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあっては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項

八 その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

2 都道府県は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

3～6 (略)

(共通乗車船券)

第5条 運送事業者は、外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券（2以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。）に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 (略)

(旅行に要する費用の低廉化に資するための措置)

第6条 独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に資するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券及び外国人観光旅客が低廉な料金で利用することができる宿泊施設、食事施設その他の観光に関する施設（次号において「観光関係施設」という。）に関する情報の提供

二 外国人観光旅客が運送機関又は観光関係施設を利用する際に提示することにより当該利用に係る運賃又は料金の割引を受けられることができる証票に関する情報の提供、助言その他の措置

(外国語等による情報の提供の促進)

第7条 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

(情報提供促進措置を講ずべき区間の指定)

第8条 観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であつて、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。

2～4 (略)

(情報提供促進措置の実施)

第9条 前条第1項の規定により指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、単独で又は共同して、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画(次項において「情報提供促進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならない。

2、3 (略)

(地域限定通訳案内士の業務等)

第11条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

(関係者の協力)

第28条 国土交通大臣、観光庁長官、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するため、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の向上に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

表1- (1)-イ-③ 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）〈抜粋〉

観光基本法（昭和38年法律第107号）の全部を改正する。

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであって、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとする我らの理想とするところである。また、観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するものである。

我らは、このような使命を有する観光が、今後、我が国において世界に例を見ない水準の少子高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中で、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活の実現と国際社会における名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものと確信する。

しかるに、現状をみるに、観光がその使命を果たすことができる観光立国の実現に向けた環境の整備は、いまだ不十分な状態である。また、国民のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした観光旅行者の需要の高度化、少人数による観光旅行の増加等観光旅行の形態の多様化、観光分野における国際競争の一層の激化等の近年の観光をめぐる諸情勢の著しい変化への的確な対応は、十分に行われていない。これに加え、我が国を来訪する外国人観光旅客数等の状況も、国際社会において我が国の占める地位にふさわしいものとはなっていない。

これらに適切に対処し、地域において国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するとともに、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興を図ること等により、観光立国を実現することは、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

（目的）

第1条 この法律は、21世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

第2条 観光立国の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に講ぜられなければならない。

2 観光立国の実現に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、国民の観光旅行の促進が図られるよう講ぜられなければならない。

3 観光立国の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果た

す役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講ぜられなければならない。

- 4 観光立国の実現に関する施策を講ずるに当たっては、観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により我が国及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、国、地方公共団体、住民、事業者等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の施策の基本理念(次条第1項において「基本理念」という。)にのっとり、観光立国の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前項の施策を実施するに当たっては、その効果的な実施を図るため地方公共団体相互の広域的な連携協力に努めなければならない。

(法制上の措置等)

第7条 政府は、観光立国の実現に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(観光立国推進基本計画の策定等)

第10条 政府は、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関する基本的な計画(以下「観光立国推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 観光立国推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
 - 二 観光立国の実現に関する目標
 - 三 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前3号に掲げるもののほか、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、観光立国推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、観光立国推進基本計画の変更について準用する。

(観光立国推進基本計画と国の他の計画との関係)

第11条 観光立国推進基本計画以外の国の計画は、観光立国の実現に関しては、観光立国推進基本計画

を基本とするものとする。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第 17 条 国は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、我が国の伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進、外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(国際相互交流の促進)

第 18 条 国は、観光分野における国際相互交流の促進を図るため、外国政府との協力の推進、我が国と外国との間における地域間の交流の促進、青少年による国際交流の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第 21 条 国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

(国及び地方公共団体の協力等)

第 26 条 国及び地方公共団体は、観光立国の実現に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表1-(1)-イ-④ 観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）〈抜粋〉

第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

2. 基本的な方針

この基本計画においては、観光立国推進基本法の規定にしたがい、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備について、具体的な目標を掲げるとともに、政府が講ずべき施策等について定めている。

これらの施策については、特に以下の方針に基づいて推進することとする。

第一に、観光が有する意義を最大のものとするため、国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大させるとともに、国際相互理解の増進や諸外国の期待に応えるため、国民の海外旅行を発展させていく。

国民の観光旅行の促進は、国民が健康的でゆとりのある生活を実現する上で必要不可欠なものである。また、世界に例を見ない水準の少子高齢社会において活力に満ちた地域社会を実現していくためには、日本人・外国人を問わず、我が国において観光による交流人口を拡大していくことが極めて重要である。

第二に、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進していく。

観光立国の実現に向け、観光の発展を一過性の現象にとどめないためには、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重すること、地域固有の観光資源を保全、育成しつつ、適切に活用していくこと、観光地における環境保全に十分配慮することが極めて重要である。

第三に、観光の発展を通じ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現していく。

観光産業は多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供するものであり、観光の発展は地域固有の伝統、文化、歴史などの魅力を輝かせるものであることから、それらの優れた特質を地域社会の発展のために最大限生かしていくことが重要である。

第四に、観光の発展を通じ、国際社会における名誉ある地位の確立を図るため、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献していく。

21世紀の地球規模での大交流時代の到来や文化交流の高まりに対応するためには、文化力、知力や情報力に根ざしたソフトパワーを高めることが不可欠であり、観光の発展を通じて、内外の人々や企業等を惹きつける磁力を強化していくことが重要である。

第2 観光立国の実現に関する目標

1. 観光立国の実現のための基本的な目標

観光立国の実現の歩みを概括的に示すものとして、以下を基本的な目標とする。

- 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。

【平成18年：733万人】

- 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。（*1）

【平成 17 年：168 件】

(※ 1) 平成 23 年の開催件数を 252 件以上とする。

(後略)

3. 「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」に関する目標

(前略)

- 通訳案内士の登録人数を平成 23 年までに概ね 5 割増やして 15,000 人（地域限定通訳案内士を含む）とすることを目標とする。また、ボランティアガイドの数を平成 23 年までに概ね 5 割増やして 47,000 人とすることを目標とする。

【平成 18 年：通訳案内士 10,241 人、ボランティアガイド 31,301 人】

4. 「国際観光の振興」に関する目標

国際観光の振興に関しては、我が国を来訪する外国人旅行者数を国際社会において我が国の占める地位にふさわしいものとする必要があること、外国人旅行者の受け入れ体制を確保する必要があること、また、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために重要な役割を果たしていることに鑑み、以下の目標を定めることとする。

[一部再掲]

- 訪日外国人旅行者数を平成 22 年までに 1,000 万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。

そのため、ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・高度化を図ることとし、その際、市場のニーズに的確に対応して、我が国の自然、歴史、伝統、食文化、ポップカルチャー、産業等の豊かな観光資源の発信を強力に展開する。

【平成 18 年：733 万人】

[再掲]

- 我が国における国際会議の開催件数を平成 23 年までに 5 割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。(※ 1)

【平成 17 年：168 件】

(※ 1) 平成 23 年の開催件数を 252 件以上とする。

- 我が国の学校等を訪れ児童生徒と交流するフレンドシップ・ジャパン・プラン等による外国人青少年の受入者数の倍増を目指すなど、我が国青少年の国際交流を推進する。

【平成 16 年度：4 万人】

- 出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を 20 分以下にすることを目標とする。(※ 2)

【平成 18 年 10 月：成田空港では約 28 分】

(※ 2) 出入国管理及び難民認定法に基づき、平成 19 年秋に、外国人が上陸審査を受ける際に指紋等の個人識別情報を電磁的方式によって提供することが義務づけられることとなっている。

- 外国語での対応が可能な「ビジット・ジャパン案内所」を平成 23 年度までに 300 ヶ所に倍増す

ることを目標とする。

【平成 18 年度末：155 ヶ所】

- 博物館、美術館、国立公園のビジターセンター等の主要な観光施設のうち、国・独立行政法人が設置したものの全てについて案内・表示を複数言語で行うこととし、その他の主体が設置したものについても複数言語化を奨励する。（＊3）

【平成 17 年度：39%】

（＊3） 主要な観光施設とは、登録博物館・博物館相当施設と、国立公園の博物展示施設を指す。

[再掲]

- 日本人の海外旅行者数を平成 22 年までに 2,000 万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。

【平成 18 年：1,753 万人】

- 発展途上国等の観光振興に協力する観点から、日本人海外旅行者の戦略的なディスティネーション開発を奨励する。（＊4）

（＊4） 旅行業界で平成 18 年度に実施した海外ミッション等の件数は 16 件。

- 諸外国との観光交流年等を毎年 2 件程度設定することを目標とし、諸外国との相互交流の拡大を目指す。

【平成 17 年度：1 件、平成 18 年度：3 件】

- 航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築を図るとともに、羽田空港の更なる国際化、大都市圏国際空港の 24 時間化を図る。

(注) 下線は当省が付した。

表1-(1)-イ-⑤ 観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）〈抜粋〉

第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

2. 基本的な方針

この基本計画においては、特に以下の方針に基づいて、政府を挙げて観光立国の実現に向けた施策を推進することとする。

(1) 震災からの復興 ―観光が、復興を支え、日本を元気づける―

観光は、農林水産業とともに被災地を支える基幹の産業であり、地域の復興を先導し、さらに、被災から復興した地域を支えることができる。このため、政府、自治体、住民が一体となり、地域づくりに当たって、長年育まれてきた自然や文化をかけがえのないものとして守っていくとともに、伝統や環境に根付いた地域の生活の中に、観光交流を生み出す仕組みを一から組み込む。また、国内外からの支援の中で生まれた人の絆を大切にし、末長い観光交流が続くように育む。

一方で、震災・福島原子力発電所の事故で失われた日本ブランドの信頼の回復・強化に向けて、観光が広告塔として大きな役割を果たしていく。このため、政府を挙げて、正確で消費者の目線に立った情報の発信に努め、風評被害の発生や拡大を防ぎ、かつ、外国人旅行者にありのままの日本を見てもらうことで、地道に日本ブランドの信頼を再構築する。特に、福島県をはじめとする被災地の風評被害等の対策には長期的に取り組む。なお、台風等の大規模災害により被災した観光地域の復興にも積極的に取り組む。

(後略)

(2) 国民経済の発展 ―観光が、日本経済と地域を再生する―

この先、人口が減り、少子高齢化が進む中、我が国が目指すべきは交流人口の拡大である。観光は、交流人口の拡大に大きく貢献するため、観光関連産業を我が国の成長産業と位置づけ、発展させていく。観光は、産業の裾野が極めて広く、総合的戦略産業と言い得るものであり、そのポテンシャルは限りなく大きい。国内外の多くの人々に対して日本の観光を促進し、新たな消費や雇用を生み、投資を呼び込み、日本経済を力強く引っ張っていく。

また、地域でも、一丸となって個性にあふれる観光地域を作り上げ、その魅力を地域自らが積極的に売り込んでいくことで、広く観光客を呼び込み、地域の経済を潤し、ひいては、住民にとって誇りと愛着の持てる、活力にあふれた地域社会を築いていく。

一方で、目を海外に転じれば、急速に拡大するアジアの観光マーケットを取り込むため、各国で激しい誘致競争が繰り広げられており、国内外の人々から我が国の観光地域が選好されるよう、国際競争力を高めていく。

このため、国内外の旅行者の嗜好をしっかりと捉え、観光地域が伝統と環境に根ざして発展し続けるよう、その質と集客力を高めるとともに、埋もれた旅行ニーズを掘り起こす。また、我が国の魅力を広く世界に発信するとともに、外国人が旅をしやすい環境を整える。国や地方自治体、企業、住民、NPO等、観光の立役者が一丸となり、役割分担をしっかりと果たすことで、観光が、21世紀の日本経済と地域を再生する。

(3)、(4) (略)

第2 観光立国の実現に関する目標

3. 観光立国の推進に関する目標

○ 国際観光の拡大・充実

2. 訪日外国人旅行者数

平成32年(2020年)初めまでに2,500万人とすることを念頭に、平成28年(2016年)までに1,800万人にする。

[平成22年(2010年)実績:861万人、平成23年(2011年)推計:622万人]

3. 訪日外国人旅行者の満足度

平成28年(2016年)までに、訪日外国人消費動向調査で、「大変満足」と回答する割合を45%、「必ず再訪したい」と回答する割合を60%とすることを目指す。

[平成23年(2011年)実績:「大変満足」の回答割合43.6%、「必ず再訪したい」の回答割合:58.4%]

4. 国際会議の開催件数

我が国における国際会議の開催件数を平成28年(2016年)までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。

[平成22年(2010年)実績:国際会議の開催件数741件]

※平成28年(2016年)の開催件数1,111件以上。

「国際会議の開催件数」の国際会議は、国際団体連合(U I A)の基準によるもの。

5. 日本人の海外旅行者数

平成28年(2016年)までに2,000万人にする。

[平成22年(2010年)実績:1,664万人、平成23年(2011年)推計:1,699万人]

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策

2-1 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり(観光地域のブランド化・複数地域間の広域連携等)

(2) 外客受入環境の充実

訪日外国人旅行者が安心して快適に、移動・滞在・観光することができる環境を提供することにより、訪日外国人旅行者の訪問を促進するとともに、満足度を高め、リピーターの増加を図る。

外国人旅行者が日本を旅行する際に不自由を感じることがないように、外国人旅行者が旅行の際に必要な実践的で実用的な旅行関連情報を、インターネット等を通じて提供し、訪日への不安を解消させ、外国人旅行者の利便性・満足度を向上させるとともに、インターネットを利用する上で不可欠となる無料公衆無線LAN環境の整備を促進する。

外国人旅行者が我が国を安心して旅行することができるよう、外国人観光案内所網を構築し、外国人旅行者の受入れに必要な機能を満たした案内所の認定制度によるブランドの確立を図るとともに、必要とされる機能をカテゴリー別に分類することで機能向上と裾野の拡大を図る。また、その中核を担うことが期待される、日本政府観光局が委託する外国人観光案内所について

ては、民間のノウハウを取り入れることで日本トップ水準のサービスを提供するとともに、海外にむけた積極的な広報活動等により、日本における観光案内のナショナルセンターとなることを目指す。

2-2 オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

- ・ 諸外国との誘致競争に勝ち抜くためには、これまでの5大市場を中心としたプロモーションに加え、今後の顕著な成長拡大が見込める東南アジアをはじめとする新興国の中間層、平均滞在日数の長い欧米豪市場、莫大な消費が期待される富裕層市場の誘客を効果的・効率的に拡大する必要がある。
- ・ このためには、これまで以上に、限られた資源で高い効果をあげることが求められており、
 - ① 既存のプロモーションの枠組・手法にとらわれない海外消費者の趣向に即した、より機動的・効果的なプロモーション手法の追求、
 - ② 観光庁・日本政府観光局のみならず、在外公館をはじめとする関係各省庁、地方公共団体、経済界における連携強化によるオールジャパンによる訪日プロモーション体制の実現が求められている。
- ・ また、これら官民、国と地方が一体となった効果的プロモーション活動に当たっては、その基盤として、各市場の現場レベルでのきめ細かな情報収集・営業活動が不可欠であり、これを担う専門性の高い職員からなる日本政府観光局海外事務所の体制強化を行う。
- ・ さらに、観光産業においてインバウンドが経営の柱となるための方策を検討する。
(後略)

3. 政府全体により講ずべき施策

3-2 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備

ア ホテル・旅館の振興

地域における観光客受入の中核をなす宿泊業については、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。さらに、我が国の優れたサービスであるきめ細やかな「おもてなしの心」は、我が国への旅行を魅力的に伝える有力な素材である。このため、旅行者のニーズに対応しつつ、ホテル・旅館の魅力を活かした産業の育成のあり方について、平成24年度に検討を行い、段階的にその実現を図る。

イ～ク (略)

3-4 国際観光の振興

(一) 外国人観光旅客の来訪の促進

- ④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

ア、イ (略)

ウ 出入国手続の迅速化・円滑化

観光立国の推進に資するため、空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。

(後略)

エ 通訳ガイドの質・量の充実

外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応するため、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を規定した「総合特別区域法」の着実な実施及び効果検証を図るとともに、伝統文化など専門性の高い通訳ガイド育成に向けた専門性研修や、通訳ガイドの増加を目的とした養成研修などを実施し、引き続き訪日外国人旅行者3,000万人時代の実現に向けて通訳ガイドの質・量の充実を図る。

オ～コ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表1-(1)-イ-⑥ 観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定）〈抜粋〉

観光は、日本の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野である。今後人口減少・少子高齢化が見込まれる中、国内の観光需要を喚起するとともに、急速に成長するアジアを始めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域経済の活性化、雇用機会の増大などにつなげていくことが重要である。

外国人観光客の消費による地域への直接的な経済効果は大きい。訪問した外国人観光客が、様々な観光資源を消費・体験することで地域の魅力を発見し、その素晴らしさを海外に伝播することによる波及効果はさらに大きなものとなる。

本年は、ビジット・ジャパン事業が開始され、観光立国の実現に向けた取組を本格化して10周年を迎える節目の年である。この節目の年に、史上初めて、訪日外国人旅行者数1000万人を達成し、さらに、2000万人の高みを目指すためには、政府一丸となって取組を強化する必要がある。

このため、内閣は、成長戦略により力強い日本経済を立て直し、近隣諸国以上に魅力にあふれる観光立国の実現に向け強力に施策を推進すべく、本年3月、観光立国推進閣僚会議を立ち上げた。以来、観光立国推進ワーキングチームが中心となって有識者会議のご意見を伺いながら議論を行い、観光立国の実現に向けた施策をとりまとめたものが、この「アクション・プログラム」である。

観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の人たちを惹きつける観光立国を実現するためには、

- ①日本ブランドの作り上げと発信
- ②ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進
- ③外国人旅行者の受入の改善
- ④国際会議等（MICE）の誘致や投資の促進

を図ることが重要であり、それぞれの段階に存在する隘路を打開するための施策を効果的に講じる必要がある。本アクション・プログラムにおいては、上記の考え方に沿って必要な施策のうち、新規性の高いものを中心にとりまとめている。なお、既に取り組んでいるこの他の施策を継続して進めていくことは当然である。

今後、これらの施策を実行することで、訪日外国人旅行者数2000万人を達成することを目指す。そのためには、施策の確実な実行が何よりも重要であり、今後、施策の進捗状況の点検・評価を行い、その結果を取組に反映させつつ、強力に推進することとする。

2. ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進

外国人が日本に関心を持ち、日本に「行きたい」と思っても、「ビザ等の手続きが煩雑で時間がかかる」、「日本への旅行費用が高い」といったことが障壁となり、実際の訪日行動につながらず、結果的に外国人旅行者が他国に流れている実態がある。このため、日本に「行きたい」と思った外国人に実際に日本に来てもらうべく、以下の施策を迅速に推進し、訪日旅行を実現する際の障壁を取り除く。また、アジアと欧米の間に位置する我が国の地理的特性を活かし、アジアと欧米の間を往来する旅行者が、日本に立ち寄り、滞在してもらうことを目指す。

- (1) (略)
- (2) 利用しやすい宿泊施設や交通機関の周知

○ ホテル・旅館等の宿泊施設について、施設・設備の状況や各種サービスの有無等についての外国人旅行者向けの情報提供のための仕組みの導入に向けて、今年度内に具体的方針を定め、その方針に沿って宿泊施設の情報提供を促進する。

○ ホテル・旅館等の宿泊施設、交通機関、観光案内所等の情報について、外国人旅行者向けの情報提供の充実を図る。

具体的には、

- ・ 利用しやすい宿泊施設
- ・ 交通機関における外国人向け割引商品（日本国内線エアープス、鉄道会社のパス、交通系 ICカードの全国相互利用化、訪日外国人向け高速道路割引商品等）

- ・ 日本政府観光局（JNTO）の認定を受けた外国人観光案内所ネットワーク

についての情報提供の充実を図る。

特に、

- ・ 海外の外国人に対して、日本政府観光局（JNTO）のホームページのみならず、あらゆる媒体で情報を提供することにより、外国人が訪日前の段階で十分な情報を得られるようにする。

(3)、(4) （略）

3. 外国人旅行者の受入の改善

外国人旅行者が訪日した際にどのような印象を持って帰るかは極めて重要なことである。例えば、到着時に入国手続で待たされる、空港からのアクセスが不便、観光地等における外国語表記が未整備、あるいは内容が分かりづらいなどの印象を持てば、リピーターとして訪れたい、周りの人に訪日を勧めたいと思わなくなる恐れがある。このため、訪日外国人旅行者に満足してもらうべく、出入国手続の改善、移動しやすい環境の整備、滞在しやすい環境の整備、魅力ある観光地域づくり等の取組を強化する。

< 出入国手続の改善 >

(1) 出入国手続の迅速化・円滑化

(前略)

○ 空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進するとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

○ 新規来日外国人の出入国審査の迅速化を図るため、国際連携によることも含め、出入国管理上のリスクが低い者を「信頼できる渡航者」として特定し、それらの者を自動化ゲートの対象とする等の新たな枠組みを構築することについて検討する。

(後略)

< 滞在しやすい環境の整備 >

(1) （略）

(2) 観光産業の外国人旅行者対応の向上等

○ 訪日外国人旅行者に対して宿泊施設や食事、交通機関等の手配を行うツアーオペレーター（ラ

ンドオペレーター)の認証制度の導入・定着

- ホテル・旅館等の宿泊施設の無料公衆無線LAN、外国語放送等の普及促進
- ホテル・旅館等の宿泊施設について、施設・設備の状況や各種サービスの有無等についての外国人旅行者向けの情報提供のための仕組みの導入に向けて、今年度内に具体的方針を定め、その方針に沿って宿泊施設の情報提供を促進すること(再掲)

等に取り組む。

(後略)

(3) 観光案内機能の強化

- 日本政府観光局(JNTO)の認定を受けた外国人観光案内所のネットワークを拡大させるとともに、外国人の訪日前と訪日後それぞれの段階で周知を図り、訪日外国人に利用してもらう。

特に、

- ・ 平成24年12月に設立した「全国「道の駅」連絡会」と連携した各地域における「道の駅」での観光等情報提供の充実、SA・PA、民間サービス業における観光情報の提供箇所の拡大、観光等情報提供機能の充実・強化
- ・ 通訳案内士の増加、訪日外国人旅行者の観光案内の担い手となるボランティアガイドのネットワーク化及び周知・活用の促進

等に取り組む。

(4)~(6) (略)

(注) 下線は当省が付した。

表1－(1)－ウー① 第156回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成15年1月31日）＜抜粋＞

(日本の魅力再生)
(前略)
観光の振興に政府を挙げて取り組みます。現在日本からの海外旅行者が年間約1,600万人を超えているのに対し、日本を訪れる外国人旅行者は約500万人にとどまっています。2010年にこれを倍増させることを目標とします。
(後略)

(注) 下線は当省が付した。

表1－(1)－ウー② 第3回観光立国推進閣僚会議における安倍内閣総理大臣発言（要点）（第4回国土交通省観光立国推進本部（平成26年1月17日開催）配布資料）

- 観光立国の推進は、安倍内閣の重要な成長戦略。
政府全体で「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に政府全体で取り組んだ結果、史上初めて、訪日外国人旅行者数1000万人を達成。
- 一方で、この数字に甘んじるわけにはいかない。
我が国は、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催という大きなチャンスを得た。
これを追い風として、2020年に向けて、2,000万人の高みを目指していきたい。
- このため、各閣僚においては、アイデアを総動員し、外国人旅行者に不便な規制や障害を徹底的に洗い出していきたい。
- できることは速やかに実施に移していくとともに、現行の「アクション・プログラム」を改定し、政府一丸となって観光立国を加速できるよう、協力をお願いする。

(注) 下線は当省が付した。

表1－(1)－ウー③ 第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）＜抜粋＞

8 地方が持つ大いなる可能性を開花させる
(観光立国)
昨年、外国人観光客1,000万人目標を達成いたしました。
北海道や沖縄では、昨年夏、外国人宿泊者が8割も増えました。観光立国は、地方にとって絶好のチャンスです。タイからの観光客は、昨年夏ビザを免除したところ、前年比でほぼ倍増です。
やれば、できる。次は2,000万人の高みを目指し、外国人旅行者に不便な規制や障害を徹底的に洗い出します。フランスには毎年8,000万人の外国人観光客が訪れます。日本にもできるはず。2020年に向かって、目標を実現すべく努力を重ねてまいります。

(注) 下線は当省が付した。